

平成24年度主要取組項目

平成24年3月

尼崎市

目 次

| | | |
|---|-----------------------------|-----|
| 1 | 平成24年度予算編成における基本的な考え方 | 1 |
| 2 | 主要取組項目の位置づけ | 1 |
| 3 | 集計 | 3 |
| 4 | 主要取組項目 | 5 |
| 5 | 今後の収支見通し | 2 2 |
| 6 | 今後の取組について | 2 3 |

1 平成24年度予算編成における基本的な考え方

平成24年度の予算編成においては、喫緊に取り組むべき行政課題に対応しつつ、平成25年度からの新たな総合計画や次期行財政改革に係る計画の策定を見据え、中長期的な視点から、政策調整を行うとともに、さらなる行財政構造の改善に向けて、“あまがさき”行財政構造改革推進プラン（以下「プラン」という。）に基づく追加的な取組を進めた。

厳しい財政状況にあっても、将来を見据えた取組を進めていく必要があり、「成熟社会にふさわしいまちづくり」を進めるため、「コンパクトで持続可能なまちづくり」、「信頼と分かち合いのまちづくり」、「市民自治のまちづくり」の3つの方向性に基づき、新たな施策を展開していく。

具体的には、環境と共生する地域産業の活性化、市民の健康づくりと生活の安全、安心の確保、まちの魅力の発信、子育て支援や学力向上、分かち合い支えあう社会の確立、就労の支援、さらには市民自治の推進など、今日的な課題に着目する中で、新たな施策の構築や既存事業の拡充を行い、取組を進めていく。

一方、行財政構造の改善に向けては、これまでの歳出規模の抑制だけではなく、税源涵養の視点から、現役世代の転入・定住の促進などを通じ都市の体質を転換していくことも視野に入れながら、取り組んでいく。

2 主要取組項目の位置づけ

この主要取組項目については、上記の考え方に基づく調整結果のうち、平成24年度予算における主な取組をより明確に示すため、プランの改革改善項目と新規・拡充事業を一体的に整理し、まとめたものである。

なお、とりまとめにあたっては、平成23年11月に素案を公表し、パブリックコメント等の意見を踏まえ内容を一部見直すとともに、項目を追加するなどの調整を行った。

平成24年度予算編成に向けた主要取組項目(総括表)

| 施策分野 | | 新規・拡充事業 | | | | | 改革改善項目 | | | | |
|------------------|------------|---------|----|----|--|----|--------|----|--|--|--|
| | | 件数 | | | 【主な新規・拡充項目】 | 件数 | | | 【新規・追加項目】 | | |
| | | 合計 | 新規 | 拡充 | | 合計 | 新規 | 追加 | | | |
| コンパクトで持続可能なまちづくり | 1 産業・環境 | 10 | 5 | 5 | ・尼崎版グリーンニューディール推進事業 ・環境保全対策推進事業 ・ごみ減量・リサイクル推進事業 ・中小企業新技術・新製品創出支援事業 ・街路灯維持管理事業(街路灯LED化) | 1 | 0 | 1 | ・灰溶融炉の運転方法の見直し | | |
| | 2 安全・安心 | 7 | 5 | 2 | ・地域における防災力向上事業 ・防災情報通信設備整備事業 ・尼崎・未来いまカラダ戦略事業 ・ヘルスアップ尼崎戦略事業 ・暴力団排除に関する条例策定事業 | 0 | | | | | |
| | 3 まちの魅力の発信 | 3 | 1 | 2 | ・シティプロモーション調査検討事業 ・まち情報発信事業 ・すまいづくり支援・情報提供事業 | 0 | | | | | |
| | 4 住環境 | 2 | 1 | 1 | ・都市計画マスタープラン改定事業 ・緑の基本計画改定事業 | 1 | 0 | 1 | ・公園の指定管理者制度の導入拡大 | | |
| 信頼と分かち合いのまちづくり | 5 教育・子育て | 9 | 5 | 4 | ・尼崎学園施設整備事業 ・すこやかプラザ施設整備事業 ・つどいの広場設置推進事業 ・児童ホーム開所時間延長事業 ・社会力育成モデル事業 ・中学校弁当推進事業 | 3 | 1 | 2 | ・学校安全管理員配置事業の見直し ・学校開放事業の有料化 ・総合センターと地区施設機能の一部統合 | | |
| | 6 福祉 | 8 | 4 | 4 | ・障害者就労支援事業 ・障害者(児)相談支援事業 ・地域福祉推進事業 ・災害時要援護者支援事業(総務局・健康福祉局) ・尼崎市高齢者等見守り安心事業 ・社会的な居場所づくり支援事業 ・市民後見推進事業 | 6 | 5 | 1 | ・福祉医療費助成制度の見直し ・高齢者軽度生活援助事業の見直し ・民間社会福祉施設利用者処遇向上交付金の見直し ・知的障害者地域生活訓練事業補助金の見直し ・障害者(児)移動支援事業の見直し及び地域生活支援事業における利用者負担の軽減 ・福祉厚生センターの見直し | | |
| | 7 雇用 | 2 | 1 | 1 | ・キャリアアップ支援事業 ・雇用創造支援事業 | 1 | 0 | 1 | ・労働福祉会館、労働センターの廃止 | | |
| 市民自治のまちづくり | 8 参画・協働 | 5 | 1 | 4 | ・総合計画推進事業 ・協働のまちづくりの基本方向推進事業 | 1 | 0 | 1 | ・地区会館の指定管理者制度の導入 | | |
| その他 | 9 その他 | 0 | 0 | 0 | | 6 | 4 | 2 | ・ページー口座振替受付サービスの導入(市税、国保料) ・電力自由化による電力契約の見直し ・事業たな卸しの実施 ・住居手当(市内居住手当)の見直し ・コールセンター運営事業の見直し(代表電話業務の統合) ・公有財産の有効活用 | | |
| 計 | | 46 | 23 | 23 | | 19 | 10 | 9 | | | |

3 集 計

(1) 新規・拡充事業

| | | | |
|-----------|-----------|---------|------------|
| 新規事業：23事業 | 120,962千円 | (うち一般財源 | 46,385千円) |
| 拡充事業：23事業 | 193,372千円 | (うち一般財源 | 158,235千円) |
| 全 体：46事業 | 314,334千円 | (うち一般財源 | 204,620千円) |

(2) 改革改善項目

< 今回の新規・追加にかかる構造改善効果額(一般財源ベース) >

| | | | |
|----------|-----------|-----------|------------|
| 新規項目：10件 | 206,368千円 | (うちH24効果額 | 101,743千円) |
| 追加項目：9件 | 365,143千円 | (うちH24効果額 | 243,835千円) |
| 全 体：19件 | 571,511千円 | (うちH24効果額 | 345,578千円) |

4 主要取組項目

- 記載方法等 -

1 項目掲載順序

- ・「平成24年度の市政推進に向けて」に掲げる施策の重点化方向ごとに掲載

2 単位等

(1) 新規・拡充事業

- ・事業費は、千円単位で表示。また、拡充事業は、全体事業費とともに、()内に拡充部分の事業費を掲載している。

(2) 改革改善項目

- ・効果額は、千円単位で表示。なお、検討段階等により効果額の算出ができないものは、「-」と表示している。
- ・効果額は、原則として平成23年度事業費をベースに算定し、累積効果額ではなく、単年度の計上額を表示している。新規・追加項目については今回、新規・追加した効果額を表示している。
- ・不動産売払収入や投資的経費のような一時的な経費については、計上していない。

3 表記

- ・改革改善項目のうち、プランで、初めて計上する項目は、区分欄に「新規」、既計上項目で、さらなる効果額の計上があったものは「追加」と表示している。

4 人件費

(1) 改革改善効果額

- ・人件費削減効果が見込めるものは、その人件費を平均給与額（職員1人当たり@7,996千円）で積算している。

(2) 構造改善効果額

- ・収支見通しで、新陳代謝効果（職員の退職に伴い人が入れ替わる<退職 新採>ことにより、人件費の削減が見込めること）を加味しているため、構造改善により人件費削減効果が見込めるものは、その人件費の効果額を新規採用職員給与額（@3,632千円）で積算している。

(3) その他

- ・新規・拡充事業については、事業費から人件費（正規職員・嘱託職員）を除いている。

(1 産業・環境)

私たちの暮らしを人にも環境にも優しい形に変えるとともに、環境と共生する地域産業の活性化に取り組みます。

【新規・拡充事業】

単位:千円

| 区分 | 事業名 | 事業概要 | 事業費 ()は拡充部分 |
|-------|-------------------------------------|--|---------------------|
| 1 新規 | 尼崎版グリーンニューディール推進事業 | 環境と産業の相乗発展や地域内循環を目指す尼崎版グリーンニューディールに関する取組の推進を図るとともに、研究者や専門家など外部有識者からの助言等を受けつつ、本市での導入可能性が見込まれる事業等の調査研究を行い、引き続き新たな施策を構築する。 | 2,789 |
| 2 拡充 | 環境保全対策推進事業(自然エネルギー等導入促進事業) | 市民が自ら居住する住宅を対象に、太陽熱利用システムや、発電機能を有する給湯器であるエコウィル、エネファームの設置費用を助成することで、自然エネルギーの利用、化石燃料の高効率な活用を促進する。 | 37,165 (10,311) |
| 3 拡充 | ごみ減量・リサイクル推進事業(一般廃棄物処理基本計画に基づく啓発事業) | 平成25年度から予定している「紙類・衣類」の行政回収の強化や「燃やすごみ」回収回数等の見直しをスムーズに移行させるため、平成24年度において「市民説明会」の実施、「家庭ごみべんりちょう」の改訂、及び各種広報メディアを利用した啓発等、市民周知に必要な啓発活動を実施する。 | 23,511 (19,779) |
| 4 拡充 | 中小企業新技術・新製品創出支援事業 | 中小企業の新技術・新製品等の研究開発を促進するため、市内事業者が行う研究開発に対して経費の一部を助成してきた事業について、環境保全や先駆的な環境・エネルギー技術の活用に資する取り組みへの支援を拡充することで、今後増加が予想される新エネ・省エネ・環境改善分野の研究開発の機運を高め、企業における技術開発を促進する。 | 12,000 (4,000) |
| 5 新規 | 中小企業エコ活動促進資金事業 | 市内中小企業者の、新エネルギー利用、省エネ・CO ₂ 削減にかかる設備等製造の新たな事業化、または事業拡大に必要となる資金に対し、日本政策金融公庫の地域活性化・雇用促進資金制度を活用して、その融資を受けた事業者に対する利息の一部助成を行う。 | 200 |
| 6 拡充 | プロダクトデザイン戦略支援事業 | ものづくりにおけるデザインの重要性を認識する場の提供及びデザイン製品作りの支援に加え、「デザインアドバイス会」を実施し、開発中の製品・販売中の製品について、アドバイザーからより実践的なアドバイスを受ける場を設けることで、高付加価値製品の創出及び新たな事業転換を推進させる。 | 555 (100) |
| 7 新規 | JR塚口駅東土地利活用検討事業 | JR塚口駅東側の閉鎖が予定されている大規模工場の用地並びに周辺の土地利用について、民間コンサルタントのノウハウを用い、将来的なまちづくりの観点から幅広い活用手法の提案を受けるとともに、学識経験者を交えた検討会議において尼崎市としての意見をまとめ、土地所有者と協議する。 | 3,200 |
| 8 新規 | あまがさき産業プロモーション事業 | 市内産業関連団体が開催する各種会合やイベントにおいて情報発信・相談デスクを開設し、来訪が見込まれる地域企業関係者に対して、立地支援情報をはじめ、産業関連施策などの情報発信や企業からの相談に対応する。また、市長によるプレゼンテーションを実施し、本市が地域企業への支援に積極的に取り組む姿勢をPRすることで、産業のプロモーションを展開する。 | 313 |
| 9 新規 | 尼崎市雨水貯留タンク設置助成金交付事業 | 大雨による浸水被害の軽減に向けた市民による自助の取組の一環として、雨水貯留タンクを設置しようとする者に対して助成金の交付を行うことにより、雨水の流出抑制及び良好な水環境に対する市民意識の高揚を図る。 | 1,200 |
| 10 拡充 | 街路灯維持管理事業(街路灯LED化) | 消費電力の削減と維持管理コストの低減を図るため、水銀灯などの既存の街路灯から環境に配慮したLED灯に順次改修する。 | 210,258 (25,000) |

〔改革改善項目〕

単位:千円

| | 区分 | 事業名 | 事業概要 | 改革改善の方向 | 改革改善効果額 | 構造改善効果額 | うちH24効果額 |
|----|----|---------------|---|---|---------|---------|----------|
| 11 | 追加 | 灰溶融炉の運転方法の見直し | <p>1 対象 クリーンセンター第2工場灰溶融炉</p> <p>2 意図 一般廃棄物の適正処理及び再資源化を図る。</p> <p>3 手段 第2工場焼却炉において発電した電力を利用し、焼却後の焼却灰及びばいじんを溶融処理することにより、ダイオキシン類の分解等環境負荷の低減並びに副産物として生成されるスラグ等の有効利用を行う。</p> <p>4 事業費(一般財源) 225百万円(225百万円)</p> | <p>1 改善内容 灰溶融炉の運転を当面の間、休止する。</p> <p>2 改善理由 灰溶融炉の運転を休止することにより、経費縮減を図る。 なお、ダイオキシン類等の環境負荷の低減については、既存の設備を使用することで対応可能である。</p> <p>3 実施時期 平成24年度</p> | 170,135 | 170,135 | 170,135 |

(2 安全・安心)

市民一人ひとりが、いきいきと暮らし働くための、対処から予防への取組を進めます。

また、東日本大震災による被害を踏まえ、大災害の被害発生への対応を強化します。

【新規・拡充事業】

単位:千円

| | 区分 | 事業名 | 事業概要 | 事業費 ()は拡充部分 |
|----|----|-----------------|---|--------------------|
| 12 | 新規 | 地域における防災力向上事業 | 市内の自主防災組織及び本市関係職員を対象に「地域における防災力向上講座」を開講し、地域での避難訓練の実施を促進することにより、市民と職員が共に学びながら地域防災力の向上を図る。 | 2,000 |
| 13 | 新規 | 防災情報通信設備整備事業 | 防災行政無線屋外拡声器を津波の危険性の高い国道43号以南の居住地域に拡充設置する。 また、本庁舎の地下発電機が浸水により使用不能となった場合に備え、可搬式発電機を設置し、防災情報通信設備の機能維持を図る。 | 28,400 |
| 14 | 新規 | 密集住宅市街地道路空間整備事業 | 防災街区整備地区計画の区域内において、幅員4m未満の地区施設等に面する宅地で建て替えが行われた場合、新たに道路となる部分の側溝整備及び道路舗装などの工事を市が行うことにより、狭あい道路における道路空間を確保し、防災性の向上を目的とした防災街区整備地区計画の実現を図る。 | 2,574 |
| 15 | 新規 | 尼崎・未来いまカラダ戦略事業 | 市民や事業者を対象にした既存事業に、関係各部署が共通した資料等を用い、「生活習慣病予防ガイドライン」の内容の理解を高める学習機会の提供など、内容を付加して実施する。(ポピュレーションアプローチ) また、ハイリスクアプローチとして、法令等に基づき既存の健診を実施している部署において、生活習慣病予防ガイドラインの考え方に基づき保健指導や学習支援ができるよう、これにかかる職員に対する専門研修を実施する。 | 3,137 |
| 16 | 拡充 | ヘルスアップ尼崎戦略事業 | これまでの特定健診、生活習慣病予防健診などの評価を行い、尼崎市国民健康保険特定健康診査等第2期実施計画を策定する。また、従来のハイリスク健診を、CKD(慢性腎臓病)及び血管病の発症を確実に予防することに特化し、保健指導効果を上げるための健診及び継続支援を行う。 | 555,440 (5,506) |
| 17 | 拡充 | 小児肥満対策事業 | 平成19年度から肥満度30%以上の小学生を対象に、医療機関で血液検査を受診する際の検査料を公費助成し、医師、養護教諭等学校関係者の指導、フォローにより、低年齢期から肥満改善に取り組んでいる。 平成24年度からは、検査料の公費助成の範囲を受診率の低い中学生まで広げ、小学校で途切れることのないよう肥満改善を推進する。 | 1,426 (262) |
| 18 | 新規 | 暴力団排除に関する条例策定事業 | 安全で安心な市民生活の確保を目的として、すべての公契約や公の施設利用から暴力団を排除するため、平成25年4月1日公布を目的に、暴力団排除条例の制定を行う。 | 100 |

(3 まちの魅力の発信)

市内への定住促進や交流人口の増加を図るため、まちの魅力を情報として発信する取組を強化します。

【新規・拡充事業】

単位:千円

| | 区分 | 事業名 | 事業概要 | 事業費 ()は拡充部分 |
|----|----|--------------------------------|---|-------------------|
| 19 | 新規 | シティプロモーション調査検討事業 | 本市並びに他都市の市民・事業者に対し、本市の魅力を的確に伝え、イメージの向上を図り、まちの価値を高めていくシティプロモーションの取組について、調査検討を行う。 | 916 |
| 20 | 拡充 | まち情報発信事業(あまがさき・観光振興推進事業「あまかん」) | 平成21年度から実施の「あまがさき・街のみどころご案内パワーアップ事業『あまかん』」の事業内容を継続・発展させ、さらなる観光振興への取組を推進する。(平成24年度から平成26年度の3年間) | 19,023 (2,050) |
| 21 | 拡充 | すまいづくり支援・情報提供事業 | 子育てファミリー層を中心とした他市からの転入や市内定住を促進するために、本市の住宅政策や子育てについての情報及び本市の魅力に関する情報を、独自のホームページを作成して、ストーリー性のある質の高いものとして分かりやすく発信する。 | 3,050 (2,780) |

(4 住環境)

住み続けたいまち、訪れたいまち「尼崎」とするため、まちをデザインする考え方を検討します。

【新規・拡充事業】

単位:千円

| 区分 | 事業名 | 事業概要 | 事業費 ()は拡充部分 |
|-------|-----------------|--|------------------|
| 22 拡充 | 都市計画マスタープラン改定事業 | 都市全体の土地利用のあり方や地域ごとのまちづくりの方針など、都市計画を進めていく上での基本理念・指針となる都市計画マスタープランは、策定後14年が経過し、社会経済情勢などが変化しているため、現行の都市計画マスタープランをそれらに対応した内容に改定する。 | 4,200 (4,200) |
| 23 新規 | 緑の基本計画改定事業 | 現行の緑の基本計画は、策定後10年以上が経過し、公園緑地を取り巻く環境が大きく変化しているため、社会情勢の変化や新たな課題などに対応することができる計画に見直しを行う。 | 4,600 |

【改革改善項目】

単位:千円

| 区分 | 事業名 | 事業概要 | 改革改善の方向 | 改革改善効果額 | 構造改善効果額 | うちH24効果額 |
|-------|-----------------|--|---|---------|---------|----------|
| 24 追加 | 公園の指定管理者制度の導入拡大 | <ol style="list-style-type: none"> 1 対象 市民等 2 意図 都市公園等の適正な管理運営により、市民の健康増進や緑に触れ合う場等の提供を行う。 3 手段 都市公園法等関係法令に基づき、有料公園施設や一般園地の管理運営業務等を行う。 4 事業費(一般財源) 362百万円(187百万円) | <ol style="list-style-type: none"> 1 改善内容 有料公園施設や一般園地の管理運営業務などを包括的に行うため、既に指定管理者制度を導入している特定公園等に加え、新たに猪名川公園、西向島公園を特定公園とし、指定管理者制度を導入する。 2 改善理由 平成21年5月に有料化した野球場、テニスコートのある猪名川公園、西向島公園について、既に公募により指定管理者制度を導入している特定公園等(橘、小田南、魚つり公園)との一体的な管理運営体制を確立し、市民サービスの向上や事務の効率化を図る。 3 実施時期 平成24年度 | 4,313 | 4,313 | 4,313 |

(5 教育・子育て)

子どもたちが、健全に、いきいきと、そしてたくましく成長し、主体的・積極的に、地域社会へ参加していける人材となるよう、子育て支援や教育の充実を図り、地域社会を担う人材を育成します。

【新規・拡充事業】

単位:千円

| | 区分 | 事業名 | 事業概要 | 事業費 ()は拡充部分 |
|----|----|---------------|---|--------------------|
| 25 | 新規 | 平和啓発推進事業 | 人権教育・啓発事業の新たな施策として、戦争の悲惨さを風化させないため戦争体験者(原子爆弾被爆者)の語り部事業を実施するほか、平和意識の啓発を推進する冊子や市内にある平和のモニュメントなどの情報を掲載したリーフレットを作成し、平和施策を充実する。 | 365 |
| 26 | 新規 | 尼崎学園施設整備事業 | 老朽化した施設の居住環境の改善と児童の安全確保を図るため、施設を建替える。平成24年度は、施設整備に係る設計業務を行う。 | 23,217 |
| 27 | 新規 | すこやかプラザ施設整備事業 | すこやかプラザにおいて施設をより有効に活用するため、すこやか住まい体験館廃止後のスペースに一時預かりルーム、保護者やその子どもたちが交流できるランチスペース、ロビーを設置し、子育て支援機能の充実を図る。 | 12,620 |
| 28 | 拡充 | つどいの広場設置推進事業 | 在宅で子育てをしている保護者やその子どもたちが交流できる場として、つどいの広場を1箇所増設し、子育てに関する悩みや負担感の軽減を図るとともに、子育てしやすい環境を創出する。また、保護者の育児に伴う負担軽減などのため、一時預かり事業を今回設置する広場において併せて実施する。(阪神尼崎駅周辺に設置) | 44,035 (8,315) |
| 29 | 拡充 | 児童ホーム開所時間延長事業 | 留守家庭児童対策として、放課後、子どもが安心して活動できる場を提供している児童ホームにおいて、保護者の就労形態の多様化など子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、現行17時までの開所時間を1時間延長し、18時までとする。 | 25,283 (15,285) |
| 30 | 新規 | 社会力育成モデル事業 | 集団の中で人と人のつながりを大切にすることなどにより、望ましい人間関係を築く力を育み、主体的に地域や社会に参画し、行動する力を育成するため、子どもたちの社会力の育成を推進する。 | 1,206 |
| 31 | 新規 | 尼崎市学習到達度調査事業 | より一層学力を高める必要から、これまでの学力調査方法を改善し、新たに教育委員会と教員が協力して問題を作成し、学習指導要領の目標や内容の達成状況を把握し、授業改善を図るための学習到達度調査を実施する。併せて、今後の公立高校の学区再編を控え、子どもたちが自分の希望する進路を選択できる学力を身につけることも狙う。 | 540 |
| 32 | 拡充 | 学力向上クリエイティブ事業 | 子どもたちが自学自習できる学習習慣を身につけ、自らの進路を切り開くことのできる確かな学力を修得するため、平成24年度から、新たに夏季休業中に中学校3年生を対象とした集中学習期間を設け、教員が中心となって取り組みつつ、きめ細かな指導を行っていくため大学生等の補助指導員を配置する。 また、今後の公立高校の学区再編を控え、子どもたちが自分の希望する進路を選択できる学力を身につけることも狙う。 | 38,481 (2,080) |
| 33 | 拡充 | 中学校弁当推進事業 | 家庭の事情で弁当を持参できず、やむなく菓子パン等で昼食を済ませている子どもたちの昼食改善及び子育て支援の観点から、廉価で、ごはんを主食とし、栄養価があってバランスの取れた弁当を提供する。平成24年度は3校で実施して、年次的に実施校を拡大し、早期に全校実施を目指す。 | 5,992 (5,992) |

| 区分 | 事業名 | 事業概要 | 改革改善の方向 | 改革改善効果額 | 構造改善効果額 | うちH24効果額 |
|-------|--------------------|--|--|---------|---------|----------|
| 34 新規 | 学校安全管理員配置事業の見直し | <p>1 対象 小学校の児童及び特別支援学校の児童生徒</p> <p>2 意図 学校安全管理員を配置することにより、事件・事故のない安全安心な学校生活を維持する。</p> <p>3 手段 門扉前での外来者の確認と目的場所への誘導、門扉の開閉、不審者と判断した場合の学校職員への連絡、校地・校舎の巡回監視などを業務とする学校安全管理員を各学校に1人配置する。</p> <p>4 事業費(一般財源) 73百万円(73百万円)</p> | <p>1 改善内容 配置時間の見直し(小学校は1時間15分、特別支援学校は30分の時間短縮)等を行う。</p> <p>・小学校 8:00~16:45 8:30~16:00 ・特別支援学校 8:00~15:50 8:30~15:50</p> <p>2 改善理由 学校安全管理員の配置時間については、原則、授業時間中を中心とし、その他の時間帯については、校門遠隔施錠システム及び学校職員、保護者・地域の見守り活動により学校安全の確保を図る。</p> <p>3 実施時期 平成24年度</p> | 15,499 | 15,499 | 15,499 |
| 35 追加 | 学校開放事業の有料化 | <p>1 対象 市内のスポーツ団体及びスポーツグループ</p> <p>2 意図 スポーツやレクリエーション活動の場を提供することにより、市民スポーツの推進を図る。</p> <p>3 手段 市立小学校(43校)・中学校(19校)の体育館、グラウンド及び中学校の柔剣道場等をスポーツ施設として市民に無料で開放する。</p> <p>4 事業費(一般財源) 129百万円(129百万円)</p> | <p>1 改善内容 学校スポーツ施設(43小学校・19中学校)を利用する全スポーツ団体に利用者負担を求める。</p> <p>2 改善理由 現在、小学校18校の夜間照明設備を利用しているスポーツ団体に利用者負担を求めているが、学校スポーツ施設を利用する全スポーツ団体に対象範囲を拡大し、受益と負担の適正化を図る。</p> <p>3 実施時期 平成25年7月</p> | - | - | - |
| 36 追加 | 総合センターと地区施設機能の一部統合 | <p>1 対象 地域住民</p> <p>2 意図 同和問題をはじめとする人権問題の解決</p> <p>3 手段 人権が尊重される開かれたコミュニティセンターとして、青少年から高齢者までを対象とした各種事業を展開している。</p> <p>4 事業費(一般財源) 6地区総合センター事業費 376百万円(304百万円)</p> | <p>1 改善内容 上ノ島地域において、旧青少年会館及び旧老人センター分館の機能を総合センターへ移転するとともに、南武庫之荘地域の旧老人センター分館の機能を総合センターへ移転し、機能移転した地区施設を廃止する。</p> <p>2 改善理由 総合センター機能が、地域住民が交流し、人権が尊重されるコミュニティづくりの拠点として発展・充実するため、地区施設の機能統合を図る。</p> <p>3 実施時期 上ノ島旧青少年会館の機能移転:平成24年3月 南武庫之荘旧老人センター分館の機能移転:平成25年3月 上ノ島旧老人センター分館の機能移転:平成27年3月</p> | 16,369 | 16,369 | 9,042 |

(6 福祉)

誰もが希望を持ち、安心して暮らせる地域を作り上げていくため、相互の理解と信頼に基づき、分かち合い、支えあう社会の確立に向けた取組を進めます。

【新規・拡充事業】

単位:千円

| 区分 | 事業名 | 事業概要 | 事業費 ()は拡充部分 |
|-------|----------------|---|--------------------|
| 37 新規 | 要約筆記奉仕員養成事業 | 中途失聴者や難聴者の方に適した情報保障のため要約筆記者の派遣事業を行っているが、派遣登録員が減少傾向にあるため、新たに要約筆記者を養成し派遣登録をし、引き続き聴覚障害者の福祉の増進に資する。 | 489 |
| 38 拡充 | 障害者就労支援事業 | これまでの知的障害者を中心とした就労支援事業を、身体、精神を含めた3障害に対応した内容に拡充して就労に関する相談事業を実施し、障害のある人の就労を総合的に支援する拠点の整備に努める。 | 21,618 (8,821) |
| 39 拡充 | 障害者(児)相談支援事業 | 障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、その相談に応じて、福祉サービスなどの必要な情報提供や権利擁護のための支援を行う相談体制の強化に向けた取組を行うため、委託事業所の増設など、本市の相談支援体制の充実を図る。 | 94,883 (56,002) |
| 40 拡充 | 地域福祉推進事業 | 尼崎市社会福祉協議会が配置する地域福祉活動専門員が進めている小地域福祉活動やネットワーク構築等のさらなる推進を図るとともに、地域住民による災害時要援護者の状況把握に係る支援や、地域での防災意識の啓発等に関する取組を行っているため、現行の3名から各地区に1名ずつ計6名に増員し、体制の強化を図る。 | 35,898 (17,949) |
| 41 新規 | 災害時要援護者支援事業 | 地域における平素のつながりの中で、災害時要援護者の生活状況等を把握するとともに、それらの情報を災害時要援護者台帳に反映し、災害時の活用性を高めた台帳を整備する。 また、これらの地域における見守り活動等の小地域福祉活動を通じて、災害時においても機能する、平常時からの”地域の共助”体制の推進を図る。(健康福祉局 742千円) さらに、その推進にあたっては、当事者団体、社会福祉協議会、民生児童委員協議会連合会、事業者、NPO等の団体で構成する連絡会を設置し、連携体制の強化を図る。(総務局 11千円) | 753 |
| 42 拡充 | 尼崎市高齢者等見守り安心事業 | 3年間国のモデルとして進めてきた当該事業を、来年度以降も市事業として継続し、新たに6地区での取り組みを拡大することで、引き続き高齢者が住みなれた地域で安心して安全にいきいきと暮らすことができるよう、単身高齢者及び高齢者世帯等について地域住民を中心とした見守り体制の構築を図る。 | 9,260 (1,879) |
| 43 新規 | 社会的な居場所づくり支援事業 | 就労意欲を喪失している者で、社会とのつながりが必要と認められる生活保護受給者に、ボランティアや職業体験の機会を作るとともに、居場所として集える場を設ける。 また、生活保護世帯における小学校4年生から中学校3年生までの子どもを対象として、家庭学習の習慣付けを目的とした学習支援、学習の動機付けに関する支援、保護者への養育支援を行う。 | 11,000 |
| 44 新規 | 市民後見推進事業 | 高齢化に伴う対象者の増や多様化する支援ニーズに対応していくため、市民の中からボランティアを募り、研修等により後見受任者を養成するなど必要な支援体制を整備する。 | 6,524 |

| 区分 | 事業名 | 事業概要 | 改革改善の方向 | 改革改善効果額 | 構造改善効果額 | うちH24効果額 | |
|----|-----|-----------------|--|---|-----------|-----------|----------|
| 45 | 追加 | 福祉医療費助成制度の見直し | 1 対象 乳幼児等医療:0歳児～小学3年生 ひょうご子ども医療:通院助成は小学4年生～小学6年生、入院助成は小学4年生～中学3年生 老人医療:65歳～69歳 いずれも所得制限あり | <福祉医療費助成制度の見直し> | 32,573 | 32,573 | 21,717 |
| | | | 2 意図 医療費の一部を助成することにより、受給者又はその保護者の経済的負担を軽減するとともに、受給者の健康と福祉の増進を図る。 | 1 改善内容 乳幼児等医療・ひょうご子ども医療の所得判定方法を「同一世帯内の最上位所得者」から「世帯合算」へ見直す。なお、障害者・高齢障害者医療については、現行制度(本人のみの所得判定)を維持する。 | (17,493) | (17,493) | (11,664) |
| | | | 3 手段 保険診療の自己負担金から一部負担金を控除した額を助成(乳幼児等医療については、3歳未満児は一部負担金なし、入院は小学3年生まで一部負担金なし) | 老人医療の所得制限を県制度と同様に「世帯全員非課税」から「世帯全員非課税かつ、年金収入を加え所得が80万円以下」に見直す。 | (126,350) | (126,350) | (84,233) |
| | | | 4 その他 兵庫県と尼崎市の協同事業として実施している。 | 乳幼児等医療の通院無料対象を現行の「3歳未満児」から「就学前まで」に拡充する。また、ひょうご子ども医療の入院助成を現行の1/3から全額助成(入院無料化)へ拡充する。 | (111,270) | (111,270) | (74,180) |
| | | | 5 事業費(一般財源) 乳幼児等医療:773百万円(475百万円) ひょうご子ども医療:25百万円(11百万円) 老人医療:259百万円(183百万円) | 2 改善理由 福祉医療費助成制度の各制度について、県の行財政改革に合わせて見直しを行う一方、子育て支援の観点から、子どもにかかる医療費助成を拡充する。 3 実施時期 平成24年7月 | | | |
| 46 | 新規 | 高齢者軽度生活援助事業の見直し | 1 対象 65歳以上の1人暮らし世帯、高齢者のみの世帯等であって在宅生活において日常生活上の援助を必要とする者 2 意図 軽易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅の1人暮らし高齢者等の自立した生活の継続を可能にするとともに要介護状態への進行を防止するための一助とする。 3 手段 食材の買物や外出時の付添い等の日常生活における軽易な生活支援を行う。 4 事業費(一般財源) 9百万円(9百万円) | 1 改善内容 利用者負担額を190円から250円へ、利用時間の上限を現行の週4時間から週2時間へ見直す。 2 改善理由 利用者及び利用時間が増加傾向にあり、市の負担も大きくなっているため、現在の介護報酬単価に合わせた利用者負担額の見直しを行う。 利用時間の直近実績が概ね週2時間程度であることや近隣各市においても利用上限時間を週2時間以下としているところが多いため、週2時間へ見直す。 3 実施時期 平成24年7月 | 2,646 | 2,646 | 1,985 |

| 区分 | 事業名 | 事業概要 | 改革改善の方向 | 改革改善効果額 | 構造改善効果額 | うちH24効果額 |
|----|------------------------------|---|---|---------|---------|----------|
| 47 | 新規 民間社会福祉施設利用者処遇向上交付金の見直し | <p>1 対象 高齢者施設 養護老人ホーム、軽費老人ホームを設置及び運営する社会福祉法人等 障害者施設 身体障害者更生援護施設(旧身体障害者福祉法)、知的障害者援護施設(旧知的障害者福祉法)、指定障害者福祉サービス事業所のうち、旧法施設から移行した施設、障害者支援施設を設置及び運営する社会福祉法人等</p> <p>2 意図 中核市移行に伴って県から委譲された交付金であり、利用者の処遇に直接影響のある施設職員を配置基準以上に配置している市内の民間社会福祉施設を設置経営する者に対して、人件費の一部を負担することで施設利用者の処遇の向上を図る。</p> <p>3 手段 施設が実施する加配事業のポイントの合計に800千円を乗じた額を交付する。なお、平成19年度の交付実績額の95%が上限、80%が下限としている。</p> <p>4 事業費(一般財源) 高齢者施設 0.5百万円(0.5百万円) 障害者施設 5百万円(5百万円)</p> | <p>1 改善内容 激変緩和措置を講じた上で当該交付金を廃止する。</p> <p>2 改善理由 高齢者施設 当該交付金は上限額が1団体あたり120千円と小額であり、施設職員の加配を担保できるものではないため廃止する。 障害者施設 加配事業の対象としている各種障害福祉サービス事業が、その施設における本来事業として実施されていること、また、新体系事業所など多くの事業所は補助対象外となっていることから、公平性を欠いているため廃止する。</p> <p>3 実施時期 平成24年度 1/2減額 平成25年度 廃止</p> | 5,975 | 5,975 | 2,987 |
| 48 | 新規 知的障害者地域生活訓練事業補助金の見直し | <p>1 対象 市内に居住する満18歳以上の知的障害者で、原則として一時的利用でなく、将来的にはケアホーム・グループホーム等に居住し、地域で自立して生活することを希望する者</p> <p>2 意図 知的障害者が地域にある住宅において、宿泊による生活訓練を通じて、生活技術や社会性の向上を図ることにより、地域での自立した生活に資するとともに、知的障害者の社会参加の促進とノーマライゼーションの理念の普及を図る。</p> <p>3 手段 県の補助基準に基づき、訓練事業者に対して補助を行う。</p> <p>4 事業費(一般財源) 17百万円(11百万円)</p> | <p>1 改善内容 知的障害者地域生活訓練事業として設置・運営されているチャレンジホームに対する当該補助制度を廃止する。</p> <p>2 改善理由 市内に4か所と市外に1か所ある全てのチャレンジホームについて、その利用状況が一時的利用となっており、事業の趣旨に合致しなくなっているため、当該補助制度を廃止する。</p> <p>3 実施時期 平成24年度</p> | 11,281 | 11,281 | 11,281 |

| 区分 | 事業名 | 事業概要 | 改革改善の方向 | 改革改善効果額 | 構造改善効果額 | うちH24効果額 |
|-------|--|---|--|---------|---------|----------|
| 49 新規 | 障害者(児)移動支援事業の見直し及び地域生活支援事業における利用者負担の軽減 | <p>1 対象 障害者及び障害児(身体障害・知的障害・精神障害・発達障害)</p> <p>2 意図 屋外での移動が困難な人に対する外出のための支援、障害のある人への日中活動の場を提供することによる家族への支援並びに日常生活用具の給付等を行うことにより、地域における自立生活や社会参加の促進並びに介護者の身体的負担の軽減等を図る。</p> <p>3 手段 移動支援等の申請のあった障害者(児)に対して、障害の状況に関する調査などを行ったうえで、移動支援等に係る支給等の決定を行う。 利用者は市が指定等している事業者からサービス等の提供を受け、市はサービス等を行った事業者へ必要な経費の一部又は全部を支払う。</p> <p>4 事業費(一般財源) ・移動支援:1,039百万円(392百万円) ・日中一時支援:4百万円(4百万円) ・日常生活用具:86百万円(86百万円) ・訪問入浴サービス:9百万円(9百万円)</p> | <p>1 改善内容 移動支援に係る報酬単価区分の見直し サービスを提供した事業者に支払う報酬単価区分「身体介護を『伴う』」と「身体介護を『伴わない』」の決定基準を見直す。 ただし、当該見直しに伴い、見直し前単価区分により算定した報酬額の90%を下回る事業者については、平成25年3月までの間、当該算定額の90%までを助成する激変緩和措置を講じる。 利用者負担の見直し 現在、定率1割負担としている移動支援事業及び日中一時支援事業、応能負担としている日常生活用具給付事業及び訪問入浴サービス事業にかかる利用者負担額を平成24年4月の障害者自立支援制度の改正に合わせた利用者負担額(低所得世帯無料、応能負担かつ1割負担上限)に改める。</p> <p>2 改善理由 移動支援のサービス内容を維持しながらも事業を継続していくため、事業費の縮減を図る。 平成24年4月の障害者自立支援制度の改正に合わせた利用者負担額とすることで、利用者の負担軽減を図る。</p> <p>3 実施時期 平成24年7月(平成25年3月まで激変緩和措置を講じる。) 平成24年4月</p> | 108,462 | 108,462 | 35,026 |
| 50 新規 | 福祉厚生センターの見直し | <p>1 対象 青少年</p> <p>2 意図 青少年の改善更生を中心に非行化防止、健全育成を図る。</p> <p>3 手段 青少年相談業務、カウンセリング講習会、社会を明るくする運動等を尼崎市保護司会等へ委託し、青少年の非行化防止、健全育成に向けた取組を進める。</p> <p>4 事業費(一般財源) 8百万円(8百万円)</p> | <p>1 改善内容 福祉厚生センターを用途廃止し、尼崎市保護司会に無償貸与する。なお、現行の委託事業については更生保護活動促進の観点から引き続き実施する。</p> <p>2 改善理由 国において、更生保護の諸活動の一層の充実強化を目的として、全国の保護司会を対象に更生保護サポートセンターの設置指定を進めており、尼崎市保護司会についても今後指定の見込みがあることから、現行施設を用途廃止し、廃止後の施設を更生保護サポートセンターとして利用予定である尼崎市保護司会に無償貸与し、更生保護活動の促進を図る。</p> <p>3 実施時期 平成24年度</p> | 3,810 | 3,810 | 3,810 |

〔7 雇用〕

就労を一層促進するため、就労意欲の喚起や就労機会の拡大の取組を、従来の就労支援に加えて進めます。

〔新規・拡充事業〕

単位:千円

| 区分 | 事業名 | 事業概要 | 事業費 ()は拡充部分 |
|-------|-------------|---|------------------|
| 51 新規 | キャリアアップ支援事業 | 就労希望者に対して、社会人としての基礎能力や就職活動に向かう実践的能力の向上を図るセミナー、若年就労希望者を対象に意識啓発から就労支援までを一貫して取り組むしごと塾、さらには企業による業務内容説明会や職場体験などの各種人材育成メニューを実施する。 | 9,521 |
| 52 拡充 | 雇用創造支援事業 | 就労希望者と企業がめぐり合う機会をより多く提供するため、従来のものづくり合同就職面接会に加えて、幅広い職種をとり扱う総合就職面接会を実施する。 | 3,412 (1,937) |

〔改革改善項目〕

単位:千円

| 区分 | 事業名 | 事業概要 | 改革改善の方向 | 改革改善効果額 | 構造改善効果額 | うちH24効果額 |
|-------|------------------|---|---|---------|---------|----------|
| 53 追加 | 労働福祉会館、労働センターの廃止 | <ol style="list-style-type: none"> 対象 勤労市民 意図 労働福祉会館については、働く市民の福祉の増進と教養文化の向上を図るための各種事業を積極的に推進するため、また、労働センターについては、勤労者との連係を保ち勤労者の福祉の増進を図るための施設として設置した。 手段 勤労者のための事業実施及び貸室を行う。 事業費(一般財源) ・労働福祉会館 66百万円(46百万円) ・労働センター 13百万円(10百万円) | <ol style="list-style-type: none"> 改善内容 労働福祉会館及び労働センターを廃止する。 改善理由 労働福祉会館は老朽化が著しく、施設設備が限界にきていることに加えて、労働福祉行政上の役割は薄れてきたと考えられることから、平成24年度末をもって廃止する。また、労働センターは労働福祉会館の補完的役割を担う施設であることから、労働福祉会館と同時期に廃止する。 実施時期 平成25年度 | 54,481 | 54,481 | 0 |

(8 参画・協働)

地域住民が自らの判断と責任において、地域の諸課題に取り組むことを促進するため、
地域住民による公共・公益活動、市民自らが自発的にまちづくりを担う取組を支援します。

【新規・拡充事業】

単位:千円

| 区分 | 事業名 | 事業概要 | 事業費 ()は拡充部分 |
|----|-------------------|---|-----------------|
| 54 | 新規 総合計画推進事業 | 新たな総合計画の内容を、市民にできるだけわかりやすく周知・説明するために、リーフレット等を作成するとともに、市民自らが今後のまちづくりについて考える機会となるような説明会などを実施する。 | 5,298 |
| 55 | 協働のまちづくりの基本方向推進事業 | | 4,533 |
| | (仮称)提案型事業委託制度構築事業 | 市民・行政双方向の協働の取り組みを進めるため、市が行う業務について定期的に担い手の点検を行い、全業務内容を市民に広く公表し、担い手のあり方と業務プロセスについて、民間事業者やNPO等の市民活動団体から新たな提案を募ることで、市の業務の委託化を進める制度を構築する。 | (61) |
| | 提案型協働事業の拡充 | 市民活動団体を対象に、市事業として未確立な課題事象などを「市民提案型・行政提案型」として募集し、有識者からなる選考会を経て採択されたモデル事業が有効な事業かを検証するため、補助期間を必要に応じて1年間延長する。 | (605) |
| | 地域コミュニティ連携検討事業 | 地域コミュニティの活性化に向け、中心的な役割を果たす社会福祉協議会をはじめ、幅広い多様な担い手が、互いの連携について具体的な成功事例をもとに共通の認識をもち、今後の地域課題の解決に向けた取り組みの検討を行う。 | (297) |
| | ウェルカムパーティ事業 | 地域活動に馴染みが薄い若い世代に対し、「子ども(子育て)」をキーワードに、社会福祉協議会や地域活動団体が行う地域活動の情報発信や身近な出会いの場(ウェルカムパーティ)を提供することで、若い世代が地域活動に参加するきっかけを作り、将来にわたり地域を支えていく新たな人材の発掘と育成につなげるモデル事業を実施する。 | (161) |
| 56 | 拡充 | | |
| 57 | | | |
| 58 | | | |

【改革改善項目】

単位:千円

| | 区分 | 事業名 | 事業概要 | 改革改善の方向 | 改革改善効果額 | 構造改善効果額 | うちH24効果額 |
|----|----|-----------------|---|--|---------|---------|----------|
| 59 | 追加 | 地区会館の指定管理者制度の導入 | 1 対象 市民 2 意図 市民の生活文化の向上と社会福祉の増進を図る。 3 手段 市民の各種研修、レクリエーション及び集会の場を提供する。 4 事業費(一般財源) 158百万円(136百万円) | 1 改善内容 既に指定管理者制度により管理運営を行っている中央地区会館以外の5館について、指定管理者制度を導入する。 2 改善理由 利用者のサービス向上のため、業務の効果的、効率的な運営を図る。 3 実施時期 平成24年度 | 12,484 | 12,484 | 12,484 |

(9 その他)

厳しい財政状況の中、改革改善に取り組みながら、持続可能なまちづくりを進めていきます。

【改革改善項目】

単位:千円

| 区分 | 事業名 | 事業概要 | 改革改善の方向 | 改革改善効果額 | 構造改善効果額 | うちH24効果額 | |
|----|-----|-------------------------------|--|---|---------|----------|-------|
| 60 | 新規 | ペイジー口座振替受付サービスの導入(市税、国民健康保険料) | <p>1 対象 市税:市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税の納税者 国保:国民健康保険の被保険者</p> <p>2 意図 市税・国民健康保険料の口座振替納付を促進する。</p> <p>3 手段 現行の口座振替手続は、納税通知書や保険証、銀行印、通帳を持参して金融機関や市役所に出向き、口座振替依頼書に必要事項を記入するか、又は、依頼書を市役所へ郵送する。現行では申し込みから引き落としまで約2か月はかかる。</p> <p>4 事業費(一般財源) 市税:2百万円(2百万円) 国保:2百万円(2百万円)</p> | <p>1 改善内容 市税及び国保窓口、3サービスセンターにモバイル端末を設置し、納税者や被保険者がモバイル端末にキャッシュカードを通すことにより、銀行との間で口座振替契約が完了する「ペイジー口座振替受付サービス」を導入し、手続を簡素化するとともに、申し込みから振替までの日数の短縮を図る。 また、これと合わせ、口座振替の新規申込者と既存の口座振替利用者を対象に、インセンティブとして抽選でメイドインアマガサキ商品を贈呈し、さらなる口座振替利用の促進を図る。</p> <p>2 改善理由 口座振替の申込手続を簡素化することにより、市民サービスの向上を図るとともに、インセンティブの付与を通じて口座振替の利用者を増やすことで、収納率の向上を目指す。</p> <p>3 実施時期 平成24年10月</p> | - | - | - |
| 61 | 追加 | 電力自由化による電力契約の見直し | <p>1 対象 中継ポンプ場2か所、抽水場4か所 市立尼崎双星高等学校 芦原公園市民プール</p> <p>2 意図 施設運営に係る電気を受給</p> <p>3 手段 関西電力との随意契約</p> <p>4 事業費(一般財源) 中継ポンプ場、抽水場:198百万円(57百万円) 尼崎双星高等学校:16百万円(16百万円) 芦原公園市民プール:2百万円(2百万円)</p> | <p>1 改善内容 電力の自由化を踏まえ、入札により電力契約会社並びに契約方法等の見直しを行い、電気料金の縮減を図る。</p> <p>2 改善理由 電気料金の縮減に資するため。</p> <p>3 実施時期 中継ポンプ場、抽水場:平成24年1月 尼崎双星高等学校:平成24年10月(予定) 芦原公園市民プール:平成24年4月(予定) なお、双星高校については、今後、電力契約の見直しの効果を見極める中で、実施に向けて検討を進めていく。</p> | 2,788 | 2,788 | 2,144 |
| 62 | 新規 | 事業たな卸しの実施 | <p>1 対象 市民、事業者、行政</p> <p>2 意図 限られた財源をより有効に活用していくために、市民目線による点検・評価を行い、行財政改革を推進していくとともに、市民参画の促進、職員の意識改革を図る。</p> <p>3 手段 市が実施している事務事業評価をもとに、事務事業の必要性や実施主体のあり方などについて、市民や学識経験者が参加する会議体において、点検・評価する。</p> <p>4 事業費(一般財源) 1百万円(1百万円)</p> | <p>1 改善内容 事務事業の必要性などについて、市民や学識経験者とともに点検・評価を行う中で、公開の場において、事業たな卸しを実施し、事業の再構築を図る。</p> <p>2 改善理由 市民目線による点検・評価を行うことにより、行財政改革を推進していくとともに、市民参画の促進、職員の意識改革を図る。</p> <p>3 実施時期 平成24年度～ 公開事業たな卸しの実施</p> | - | - | - |

| 区分 | 事業名 | 事業概要 | 改革改善の方向 | 改革改善効果額 | 構造改善効果額 | うちH24効果額 | |
|----|-----|----------------------------|---|--|---------|----------|--------|
| 63 | 新規 | 住居手当(市内居住手当)の見直し | <p>1 対象 職員のうち、持家で市内に居住する者</p> <p>2 意図 職員の市内居住を促進する。</p> <p>3 手段 住居手当として月額6,000円を支給している。</p> <p>4 事業費(一般財源) 59百万円(59百万円)</p> | <p>1 改善内容 市内に居住する持家者に対する住居手当の支給(月額6,000円)を廃止する一方で、新たに市外から市内への転入者を対象として、住居手当へ月額10,000円の加算措置を行う。(最長36か月)</p> <p>2 改善理由 市内に居住する持家者に対する住居手当の支給が、職員の市内居住を促進する手段として、有効に機能しているとは言えない状況であるため、当該制度を廃止するとともに、より効果的な方策を検討する中で、市内への転入者を対象とした新たな措置を講じる。</p> <p>3 実施時期 平成24年度 ただし、現行の6,000円支給対象となる職員については、10月1日より廃止する。</p> | 55,080 | 55,080 | 27,540 |
| 64 | 新規 | コールセンター運営事業の見直し(代表電話業務の統合) | <p>1 対象 市民・事業者等</p> <p>2 意図 市民等から市役所に寄せられる電話での問い合わせに対し、迅速かつ確かな案内・回答を行う。</p> <p>3 手段 コールセンターについては、市民等からの電話での問い合わせに対し、専門業者が、あらかじめ市で作成した回答支援データベースや市ホームページ等を参考に案内・回答を行う。代表電話については、市民からの問い合わせを担当課に取り次ぎ、交換案内を実施する。</p> <p>4 事業費(一般財源) コールセンター:40百万円(40百万円) 代表電話業務:6百万円(6百万円)</p> | <p>1 改善内容 代表電話の取り次ぎ業務をコールセンターに統合し、すべての市民等からの電話による問い合わせについて、コールセンターで一元的に対応することにより、ワンストップサービスの実現を図る。</p> <p>2 改善理由 電話による問い合わせに対して、複数課にまたがる内容にも答えられる機能を持つコールセンターが一元的に対応することにより、効率的な運用と市民サービスの向上を図る。</p> <p>3 実施時期 平成24年度</p> | 3,615 | 3,615 | 3,615 |
| 65 | 追加 | 公有財産の有効活用 | <p>1 対象 公有財産</p> <p>2 意図 公有財産の有効活用</p> <p>3 事業費(一般財源) -</p> | <p>1 改善内容 利用用途が決まっていない市有地で貸付けによる活用に適した土地については、一時使用や定期借地権設定等の貸付方法により土地の有効活用を図る。</p> <p>2 改善理由 公有財産の有効活用を図るため。</p> <p>3 実施時期 平成24年度(市営琴浦住宅跡地<蓬川町>)</p> | 72,000 | 72,000 | 24,000 |

5 今後の収支見通し

平成24年2月時点の収支見通し

(一般会計一般財源ベース)

(単位:億円、表示単位未満四捨五入のため合計等が一致しない場合あり)

| | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | |
|-------------------|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 歳入 | 市税収入 | 826 | 778 | 786 | 783 | 768 | 779 | 787 | 781 |
| | 実質的な地方交付税 | 105 | 158 | 230 | 223 | 215 | 220 | 217 | 191 |
| | 地方交付税 | 72 | 106 | 137 | 137 | 114 | 110 | 107 | 106 |
| | 臨時財政対策債 | 33 | 52 | 93 | 86 | 101 | 110 | 110 | 85 |
| | 地方譲与税等 | 74 | 70 | 68 | 66 | 62 | 62 | 64 | 65 |
| | その他 1 | 29 | 29 | 28 | 32 | 26 | 22 | 22 | 22 |
| | 小計 | 1,034 | 1,035 | 1,111 | 1,104 | 1,071 | 1,084 | 1,089 | 1,060 |
| | 財源対策 2 | 91 | 101 | 32 | 48 | 45 | | | |
| | 合計 | 1,125 | 1,136 | 1,143 | 1,151 | 1,116 | 1,084 | 1,089 | 1,060 |
| | うち市税等 3 | 1,005 | 1,006 | 1,084 | 1,071 | 1,045 | 1,061 | 1,067 | 1,038 |
| 歳出 | 人件費 | 320 | 313 | 283 | 271 | 251 | 250 | 256 | 256 |
| | 職員給与と費等 4 | 266 | 252 | 230 | 229 | 220 | 230 | 227 | 224 |
| | 退職手当 | 55 | 61 | 53 | 43 | 31 | 21 | 28 | 31 |
| | 扶助費 | 142 | 164 | 182 | 177 | 194 | 196 | 199 | 202 |
| | 公債費 | 189 | 189 | 191 | 201 | 197 | 215 | 217 | 215 |
| | 小計 | 651 | 667 | 657 | 650 | 642 | 661 | 672 | 672 |
| | その他の経常的経費 5 | 401 | 396 | 415 | 420 | 408 | 404 | 412 | 412 |
| | うち公共用地先行取得会計繰出金 | 16 | 17 | 33 | 27 | 28 | 27 | 34 | 32 |
| | 投資的経費 | 72 | 69 | 70 | 81 | 67 | 75 | 79 | 67 |
| | 合計 | 1,124 | 1,132 | 1,142 | 1,151 | 1,116 | 1,140 | 1,164 | 1,151 |
| 差引収支 | 1 | 4 | 1 | 0 | 0 | 57 | 74 | 91 | |
| [参考]財源対策 2を除く差引収支 | (90) | (97) | (31) | (48) | (45) | (57) | (74) | (91) | |
| 構造改善額 6 | (6) | (16) | (30) | (10) | (8) | | | | |

構造改善額計 (H20~H24) ⇒ **70**

- 1 使用料・手数料、財産収入等の計
- 2 財源対策のための基金繰入金、市債(退職手当債等)の計
- 3 市税、地方交付税、地方譲与税等、臨時財政対策債の計
- 4 給料、期末・勤勉手当の削減措置については、24年度までとして試算している。
- 5 物件費、補助費、繰出金等の計
- 6 24年度の構造改善額については、既計上項目(4億円)を含む。

【収支見通しの考え方】

平成24年度一般会計当初予算案(一般財源ベース)を基礎として、一定の前提条件のもとに、収支を見込んだ。

(歳入)

市税収入

個人市民税は、税制改正(年少扶養控除廃止、住宅ローン控除等)の影響等を反映した。

法人市民税は、景気の変動に伴う企業収益の増減のほか、税制改正(法人税率の引き下げ等)の影響を加味して見込んだ。

固定資産税及び都市計画税は、家屋の新增築や評価替え等を反映して見込んだ。

実質的な地方交付税（地方交付税、臨時財政対策債）

24年度の地方財政計画のほか、市税の動向等を反映して見込んだ。

地方譲与税等

景気動向のほか、税制改正等の影響を反映した。

（歳出）

人件費

職員給与等は、職員の退職及び新規採用に伴う新陳代謝効果を加味。退職手当は、25年度以降の定年退職予定者については、23、24年度の希望退職者の影響等を反映して見込んだ。

扶助費

生活保護費は、近年の実績を踏まえ、本市における高齢者人口の伸びを反映して見込んだ。

障害者自立支援費は、近年の実績を踏まえ、平成25年度までは一定の伸びを見込み、以降は据え置きとした。

公債費

発行済みの市債の元利償還金に、新たに発行予定の市債の元利償還金を加算して見込んだ。

その他経常的経費

後期高齢者医療における療養給付費負担金は、本市における対象年齢人口の伸びを反映して見込んだ。

投資的経費

今後の事業計画等を勘案する中で、所要額を見込んだ。

6 今後の取組について

平成24年度はプラン最終年度となるが、これまで当初の構造改善目標額である50億円を超える取組を行ってきたにもかかわらず、世界的な経済不況の影響や高齢化の進行なども相まって、財政状況は一層厳しさを増し、結果として、「財源対策を講じなくても実質的な収支均衡を確保する」といった目標達成には至らず、今後とも多額の収支不足額が見込まれる状況である。

こうした中、平成25年度からは、新たな総合計画のもと、様々な分野でまちづくりを着実に進め、まちの魅力と活力の創出を図っていかなければならない。

そのためにも、将来にわたって持続可能で、安定した行財政基盤を確立していくことは必要不可欠であり、引き続き歳入に見合った歳出規模の実現に向け強力に取組を進めるとともに、中長期的な視点から、都市の体質転換を含めた行財政改革に取り組んでいく。

以上